

# 新型コロナウイルス感染症への 対応等について

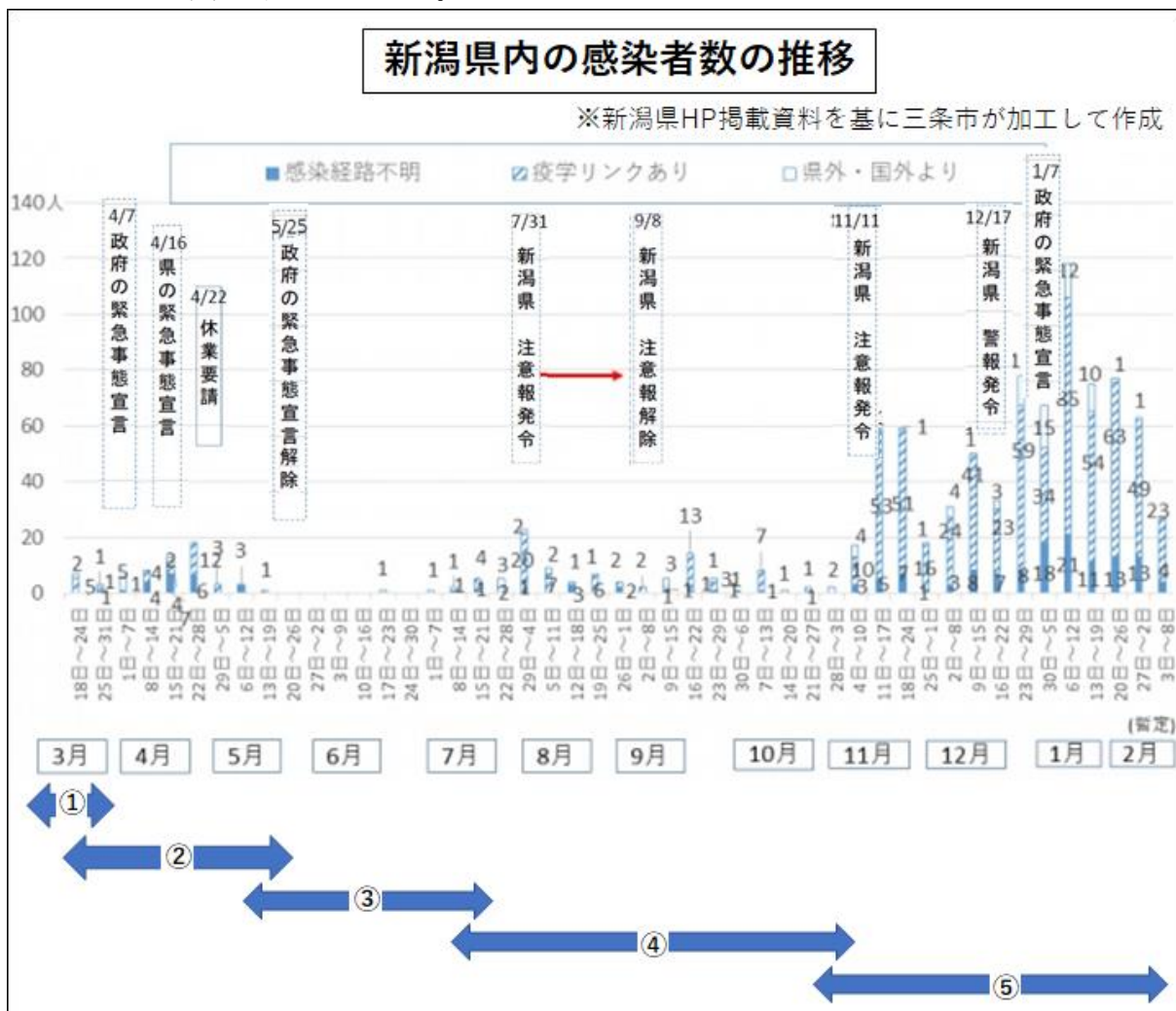
## 目次

1	感染予防等の取組	
(1)	これまでの取組内容	…… 1
(2)	三条市における新型コロナウイルスの感染状況と対応	…… 3
(3)	水際対策を強化するための施策	…… 6
(4)	感染リスク低減のための職員の勤務体制	…… 7
(5)	ワクチン接種計画	…… 7
2	経済対策の取組	
(1)	事業継続や雇用確保に向けた支援制度	…… 10
(2)	行政書士等への申請代行手数料補助	…… 11
(3)	経済活動再開に向けた主な支援制度	…… 11
(4)	事業者支援の予算執行状況	…… 12
(5)	今後の予算措置	…… 12
3	生活支援の取組	
(1)	市民の負担軽減のための取組	…… 13
(2)	国等による主な支援	…… 14
(3)	その他の支援	…… 14
4	新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置	…… 15

# 1 感染予防等の取組

## (1) これまでの取組内容

国内及び新潟県内の感染状況を見極めながら、その時々状況に応じ、必要な感染予防のための取組を実施してきた。

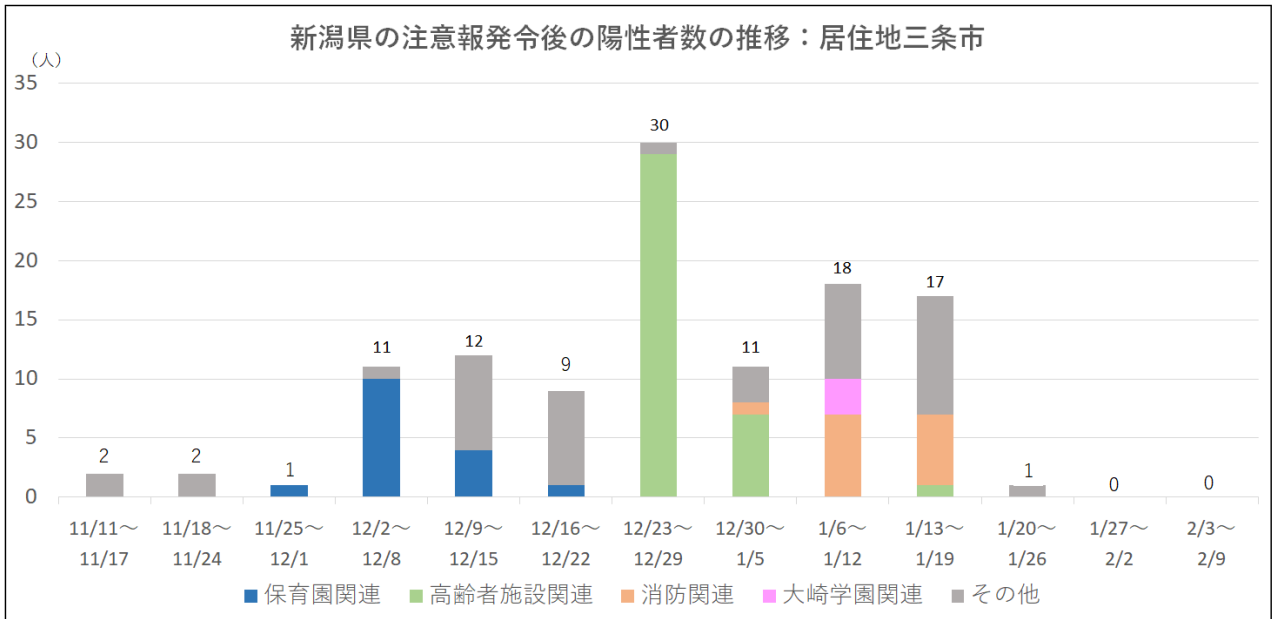


※新潟県内の感染状況により、時期をおおむね次のとおり5つに区分した。（上図参照）

- ① 感染者数が少しずつ増加し、国が緊急事態宣言を発令するまでの時期
- ② 緊急事態宣言が解除されるまでの時期
- ③ 感染者数が一定程度で収まっている時期
- ④ 県が注意報を発令するなど、感染者数が再び増えている時期
- ⑤ 県が警報等を発令し、国が緊急事態宣言を再度発令した時期

時期	主 な 取 組
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設等の感染リスク分類を策定し、分類に応じた感染予防（消毒など）を実施</li> <li>・ 感染の段階に応じて対策を講ずるため、施設利用及びイベント等実施方針を策定</li> <li>・ 感染が拡大している地域への職員の出張並びに該当地域の事業所及び団体等関係者が当市へ来訪することを禁止</li> <li>・ 緊急事態宣言発令の前に、感染が拡大している地域への往来自粛を市民へ要請</li> </ul>
②	<p>4月16日に新潟県が緊急事態宣言の対象地域となったことから、以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤など、生活の維持のために必要な場合等を除き外出をしないよう市民へ要請</li> <li>・ やむにやまれぬ事情で感染が拡大している地域から当市に来た方には2週間の自宅待機を要請するとともに、家庭事情等により自宅待機が困難な方等を支援するため、官民一体宿泊プランを実施</li> <li>・ 生活の維持のために必要な施設を除き、全ての施設を利用中止にするとともに、全てのイベントを中止又は延期</li> <li>・ 市職員の勤務体制を、交代制による在宅勤務を基本とした体制へ変更</li> </ul>
③	<p>人との距離の確保や手洗い、各業界団体が示した業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止のための取組など、「新しい生活様式」を実践し、感染拡大の防止と日々の生活や社会経済活動の両立に向けて以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要な感染予防対策を講じた上で、施設利用やイベントを再開</li> <li>・ 当市のイベントにおいて主催者が行うことや参加者をお願いすることなどをまとめた感染拡大予防のための基本的な取組を策定</li> </ul>
④	<p>当市での感染拡大を防止し、市民生活、市内における社会経済活動を守ることを目的に以下の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県への旅行や帰省等の不要不急の往來の自粛を市民等へ要請</li> <li>・ 厚生労働省が示す社会への協力要請を行うタイミング（人口10万人当たりの週平均新規感染者数が2.5人となった日から1～7日後）を過ぎている都道府県への往來は慎重に判断するよう市民等へ要請</li> <li>・ 都道府県知事が他県等への移動の自粛要請を行うなどした都道府県に居住する方の施設の利用等を禁止</li> </ul>
⑤	次ページ以降参照

(2) 三条市における新型コロナウイルスの感染状況と対応



(11月11日に県が注意報を発令してから2月9日までの感染者数：計114人)

○主な感染事例と対応（感染確認日は県の公表日）

ア 保育園関連 16人（感染確認日：12月1日から17日まで）

当該保育園や保健所と連携し、速やかに施設の徹底した消毒を実施するとともに、濃厚接触者の検査結果が判明するまでの期間などは、休園や一部休園、登園自粛等の対応を適宜実施し再開

イ 高齢者施設関連 37人（感染確認日：12月23日から1月13日まで）

入所者及び職員の感染が複数確認されたことから、施設運営の継続を支援するため、新潟県に応援要員派遣を要請するとともに、入所者の支援に当たり必要となる感染防護資材（シューズカバー3,000足）を市の備蓄品から提供

ウ 消防関連 14人（感染確認日：1月5日から15日まで）

最初の感染者が判明した後、濃厚接触者となる職員は速やかに自宅待機にするとともに、保健所の指導の下、消防署内及び消防車両の徹底した消毒を実施した。また、感染者及び自宅待機者の発生を受け、市民の生命や財産を守るために必要な消防力及び救急体制を確保するため、勤務体制の再構築（下図参照）を行うとともに、当分の間、罹患した職員と接触した職員に対し定期的に市独自のPCR検査を実施

	(~1/3) 勤務者数		(~1/15) 勤務者数		(1/16~) 勤務者数		(1/20~) 勤務者数	
消防本部	12人		8人		8人		12人	
消防署 (第1中隊→第2中隊の交代勤務)	第1中隊	第2中隊	第1中隊	第2中隊	第1中隊	第2中隊	第1中隊	第2中隊
本署	20人	20人	20人	16人	20人	19人	20人	20人
栄分署	7人	7人	7人	6人	7人	6人	7人	7人
下田分署	7人	7人	7人	6人	7人	6人	7人	7人
中央分遣所	3人	3人	3人	4人	3人	3人	3人	3人
東分遣所	4人	4人	4人	3人	4人	4人	4人	4人
南分遣所	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人
合計	44人	44人	44人	38人	44人	41人	44人	44人

分署・分遣所から12人、消防本部から4人を補充

第2中隊の自宅待機者3人が復帰

第2中隊の自宅待機者が全員復帰

エ	大崎学園関連 3人（感染確認日：1月11日から12日まで）
	後期課程（7～9年生）の生徒の感染が確認され、速やかに校内の徹底した消毒を実施するとともに、濃厚接触者の検査結果が判明するまでの期間、後期課程を学年閉鎖とした。しかし、その後も新たな感染者が確認されたことから、前期課程を含む全学年を臨時休業とした。感染拡大を防止するため、保健所は通常の濃厚接触者の範囲よりも広く検査を行うとともに、念のため、更に範囲を広げ市が独自の検査を行い、学園を1月18日から再開
オ	その他 44人（感染確認日：11月17日から1月22日まで）

市内の感染状況を踏まえ、感染対策の徹底等と呼び掛ける市長メッセージの発出（12/1・17、1/5・13）を始め、次のとおり感染拡大防止策等を講じた。

○主な対応の時系列

日付	内 容
12/1	・市長メッセージ発出（11月以降、感染者が増加傾向にあることから発出。感染者が誹謗、中傷などを受ける事態にならないようお願いと、基本的な感染対策の徹底を要請）
12/17	・市長メッセージ発出（県の警報発令を受け発出。県からの呼び掛けに加え、改めて基本的な感染対策の徹底と、年末年始を間近に控えた上での注意を要請）
12/25	・年末年始の相談・受診先について周知
1/5	・市長メッセージ発出（緊急事態宣言の発令が予定されていることなどを踏まえ発出。感染拡大都道府県への往来自粛などを要請するとともに、PCR検査費用助成と官民一体宿泊プランの実施を予告） ・消防関連の感染者の発生に伴い、濃厚接触者の自宅待機や、保健所の指導に基づく消防署内及び消防車両の徹底した消毒を実施
1/6	・臨時市長記者会見（消防関連の新たな感染者の発生に伴う諸対応について発表） ・消防署の勤務体制の再構築
1/8	・PCR検査対象者の拡大と官民一体宿泊プランの開始
1/11	・大崎学園関連の感染者の発生に伴い、学年閉鎖や徹底した校内の消毒の実施
1/12	・大崎学園関連の新たな感染者の発生に伴い、全学年を対象とした臨時休業の実施
1/13	・臨時市長記者会見（市内の感染状況を踏まえ、基本的な感染対策を改めて徹底されるよう市長メッセージを発出。職員の在宅勤務及び分散勤務のための体制構築について発表）
1/15	・燕三条 FM 放送の市長インタビューで基本的な感染対策を改めて徹底するよう呼び掛け
1/18	・大崎学園関連でPCR検査を受けた全員が陰性だったことから、同学園を再開
1/20	・感染リスク低減のための職員の勤務体制等について発表（在宅勤務及び分散勤務を1/21から開始。会議等のオンライン化の推進）
1/22	・受験・就職活動をされている学生のPCR検査費用の助成額を増額
2/7	・罹患した消防職員全員が職場復帰

### ＜市長メッセージ要旨＞

- 緊急事態宣言の期間中は、感染拡大が見られる他都道府県（以下「感染拡大都道府県」という。）には、日帰りでも行かないでください。
- 緊急事態宣言の期間中は、感染拡大都道府県から家族、知人、仕事上の取引先等を来訪させないでください。
- やむを得ない事情で感染拡大都道府県へ行って帰って来た人又は感染拡大都道府県から帰省した人は、2週間の自宅待機をしてください。
- 基本的な感染対策を改めて徹底されるよう強くお願い
  - ・マスクの着用や手指の消毒の徹底、人との距離の確保、定期的な換気
  - ・飲酒を伴う会合は、少人数、短時間 など
- 発熱や風邪症状等がある場合は、医療機関での受診を徹底
- 感染が確認された方が詮索され、誹謗、中傷など、不利益な取扱いや差別等を受ける事態に陥らないようお願い

＜図＞ 1月13日発出の市長メッセージ（抜粋）



## (3) 水際対策を強化するための施策

## ア PCR 検査費用助成

## 【市民向け】

(2月9日現在)

対 象 者	①	・ 65 歳以上の高齢者 ・ 基礎疾患を有する人
	②	・ 新たに介護施設に入所する人 ・ 在宅の介護サービス利用者で、対象地域の居住者との接触などにより感染の不安がある人
助成対象期間	令和 2 年 11 月 18 日から令和 3 年 3 月 31 日まで	
自己負担額	①	検査費用から 8,000 円を引いた額
	②	2,000 円
件 数	49 件	
助成額	541,885 円	

## &lt;対象者の拡大&gt;

対 象 者	①	冠婚葬祭などやむを得ない事情により対象地域との往来をした人又はその同居者等
	②	大学等の受験や就職活動により対象地域との往来をした学生
助成対象期間	令和 3 年 1 月 8 日から当分の間	
自己負担額	①	検査費用から 8,000 円を引いた額
	②	検査費用から 12,000 円を引いた額
件 数	5 件	
助成額	0 円 (支払い手続中)	

## 【事業者向け】

対 象 者	県外出張や県外からの来客対応に伴い従業員などに検査を受けさせる市内事業者
助成対象期間	令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
助成金額	1 検体当たり上限 8,000 円 助成対象となる検体上限数… ・ 従業員 20 人未満の事業者：15 検体 ・ 従業員 20 人以上 100 人未満の事業者：30 検体 ・ 従業員 100 人以上の事業者：50 検体
件 数	53 件
助成額	2,274,310 円

## イ 三条市官民一体宿泊プラン (1月8日から当分の間)

(2月9日現在)

対 象 者	感染拡大が見られる地域からやむを得ない理由で三条市に転入する方との同居に不安がある方
宿 泊 費	7泊8日 7,000 円、14泊15日 14,000 円 ※1泊につき、市は 2,850 円補助
宿 泊 先	越前屋ホテル、三条ロイヤルホテル
宿泊者数	7泊8日 4人、14泊15日 2人

(4) 感染リスク低減のための職員の勤務体制

万が一、職員に新型コロナウイルスの感染者又は濃厚接触者が確認された場合でも業務停止とならないよう、職場内の座席間隔を空ける、座席配置を変更するなどの感染防止対策を行っているが、より安全サイドに立った勤務体制へと移行した。

ア 在宅勤務

- ・交代制により在宅勤務を実施（保育所や出先機関に勤務する職員を除く。）
- ・セキュリティ対策を講じた外部接続システム専用パソコン 90 台を使用し、自宅から職場のパソコンを遠隔操作して通常業務を実施

イ 別室勤務

窓口業務がある課等は、会議室等を利用し職員が分散して業務を実施

ウ 会議等のオンライン化

対面形式で行っていた相談や会議の一部をオンライン化（Web 会議の推進）

- ・Web 化した会議の数…16 会議（令和 2 年 7 月末時点）  
46 会議（令和 3 年 1 月末時点）
- ・Web 化した会議…  
住民情報系システム共同化会議、LINE ビデオ通話採用説明会、移住相談、  
しかけ絵本コンクール作品審査会、障がい者介護給付費等支給審査会、  
地域包括支援センター長会議、三条シティセールス事業実行委員会、  
「燕三条工場の祭典」打合せ、校務支援システムテレビ会議 など

(5) ワクチン接種計画（2月9日現在）

当市の産業構造上、他地域との往来が避けられない中、新型コロナウイルスワクチン接種は感染拡大防止に大きく寄与するものであり、接種率の向上が極めて重要である。そのため、ワクチンの接種をより多くの方から受けていただけるよう、全庁的な推進体制を整えた上で、三条市医師会の協力を得て公共施設等における集団接種と医療機関における個別接種を併用して行う。

ア 当市の接種体制

集団接種	個別接種
○接種会場 ※調整中 ・体育文化会館（嵐北地区） ・総合福祉センター（嵐南地区） ・栄保健センター（栄地区） ・下田保健センター（下田地区） ・その他の公共施設等 ○接種時間（4月から実施） ・水曜日、木曜日及び土曜日：午後 ・日曜日及び祝日：午前、午後 ○接種人数等 ・1会場当たり医師2人、看護師4人により行い、1日当たり240人～360人の接種を想定	かかりつけ医等（病院、診療所）で 4月から診療時間内に実施

※接種会場までの送迎体制は検討中



イ スケジュール

(ア) 市コールセンターの開設（接種予約受付等）	3月上旬
(イ) 高齢者（65歳以上）の方に受診券等の発送	3月上旬
(ウ) 接種予約の受付開始	3月中旬
(エ) 高齢者以外の方に受診券等の発送	4月中
(オ) 高齢者（65歳以上）の方に接種開始（対象 約 31,200 人）	4月上旬～7月中旬
(カ) 基礎疾患を有する方に接種開始（対象 約 4,700 人）	5月上旬～7月下旬
(キ) 高齢者施設等の従事者に接種開始（対象 約 1,500 人）	5月上旬～7月下旬
(ク) 16歳から64歳までの方に接種開始（対象 約 44,000 人）	8月～12月

ウ 接種までの主な流れ

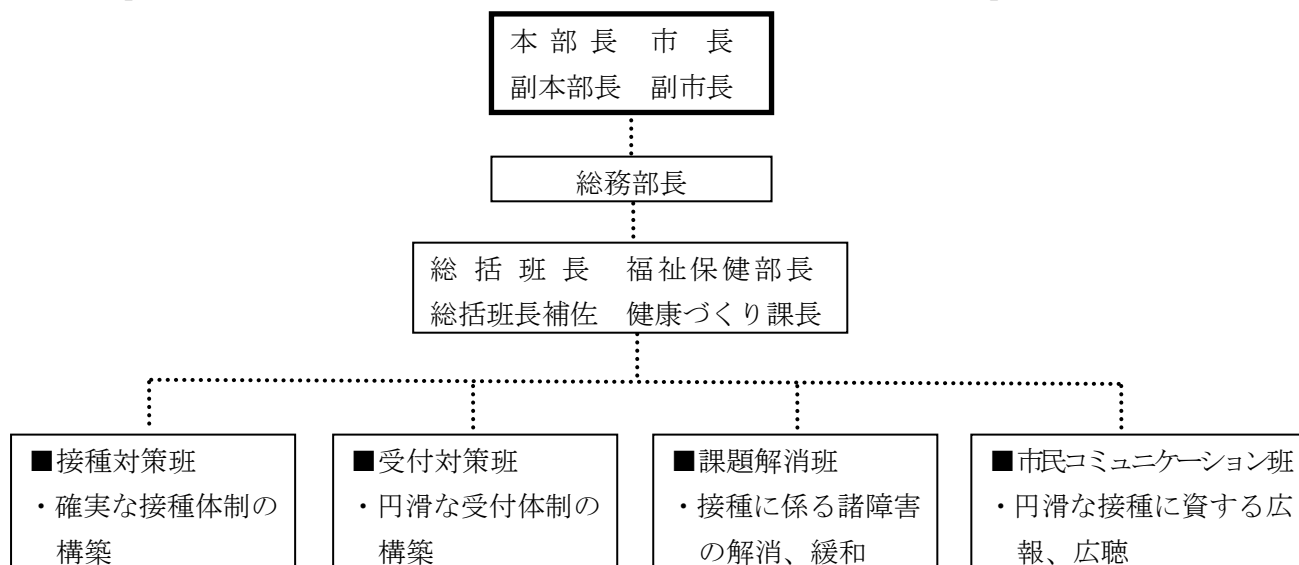
コールセンター(市)	接種対象者	接種会場（医療機関等）
①受診券等の発送（市）	②コールセンターに接種日等の予約（電話、インターネット等）	⑦問診、ワクチンの接種 ⑧市に接種状況の報告
③接種予約等の受付 ④医療機関等を実施予定者数等の連絡 ⑤接種日のお知らせ・予診票の発送		
⑥予診票の記入 ⑦ワクチンの接種		
⑨接種後の相談受付		

※コールセンターは総合福祉センター会議室に開設予定

エ ワクチン接種推進体制

市長を本部長としたワクチン接種推進本部を立ち上げ、全庁的な推進体制を構築

【新型コロナウイルスワクチン接種推進本部組織図（2月10日～）】



オ 今後の予算措置

新型コロナウイルスワクチンは、感染拡大防止に大きく寄与するものとして、国や県等において短期間での接種に向け準備を進めており、三条市においても三条市医師会の協力を得て接種体制を構築し接種を実施することから、必要な予算措置を行うもの

○予算（案）

（千円）

項 目	令和2年度 （2月専決処分）	令和3年度	合 計
受診券発送費用	18,232	19,538	37,770
コールセンター費用	9,006	42,313	51,319
予約システム費用	2,520	3,840	6,360
個別接種費用	13,502	274,797	288,299
集団接種費用	0	112,084	112,084
システム改修費用	1,759	1,406	3,165
データ入力費用	0	2,920	2,920
送迎費用	0	69,850	69,850
消耗品・備品費用等	8,405	36,529	44,934
合計	53,424	563,277	616,701

財源：新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 など

## 2 経済対策の取組

昨年3月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内の飲食業等において深刻な影響が拡がり、製造業等においても売上や受注の落ち込みが改善されない状況にあったことから、当市の「企業」と「雇用」を徹底して守ることに特化した市独自の支援策である事業継続等支援補助金等を創設、実施するとともに、感染症収束後の経済活動再開に向けた各種支援策を併せて実施している。

また、当地域の景況感は、全体的には徐々に持ち直しの兆しが見られる一方、業種間や同一業種内でも二極化していることや新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響により、飲食業等は依然として厳しい状況にあることから、真に支援が必要な事業者に特化して、事業継続等支援補助金を令和3年1月から3月まで延長することとした。(令和3年1月8日専決処分)

### (1) 事業継続や雇用確保に向けた支援制度

#### ア 事業継続等支援補助金

接待を伴う飲食業又は正社員20人未満の市内事業者で次の条件を満たす方を対象に補助

補助対象期間	条件 (売上高等減少率)	補助内容
令和2年 4月～12月	令和2年1月～12月の月別売上高で前年同月比 <u>50%以上の減少</u> をしている月がある。	①事業物件の賃料9か月分の1/4相当額 ※上限10万円/月 ②事業物件の固定資産税の9か月分相当額 ③事業物件の上下水道料金の9か月分相当額 ④令和2年4月～12月分までの光熱費、通信費等の固定費 ※上限10万円/月
	令和2年1月～12月の月別売上高で前年同月比 <u>30%以上50%未満の減少</u> をしている月がある。	①事業物件の賃料9か月分の1/8相当額 ※上限5万円/月 ②事業物件の固定資産税の9か月分の1/2相当額 ③事業物件の上下水道料金の9か月分の1/2相当額 ④令和2年4月～12月分までの光熱費、通信費等の固定費 ※上限5万円/月
<b>【延長】</b> 令和3年 1月～3月	<b>【見直し】</b> 次の条件をともに満たす方 ア 申請月直近の連続2か月間の各月売上高が前年同月比 <u>30%以上減少</u> イ 申請月直近の連続6か月間の合計売上高が前年同期比 <u>10%以上減少</u>	①事業物件賃料の3か月分の1/4相当額 ※上限10万円/月 ②事業物件の固定資産税の3か月分相当額 ③事業物件の上下水道料金の3か月分相当額 ④令和3年1月～3月分までの光熱費、通信費等の固定費 ※上限10万円/月

イ 雇用調整助成金の前倒し貸付け

雇用調整助成金が支給される前に助成金の 50%相当額を市が無利子で貸付け

補助内容	雇用調整助成金支給額の 50%相当額
対 象 者	接待を伴う飲食業又は正社員 20 人未満の市内事業者

(2) 行政書士等への申請代行手数料補助（支援制度活用促進補助金）

補助内容	国・県・市の行政機関や政府系金融機関等が実施する新型コロナウイルス感染症関連支援制度の申請等に必要な費用のうち、行政書士、社会保険労務士、司法書士、税理士、中小企業診断士等に依頼した代行申請手数料や相談料について上限 10 万円まで補助
対 象 者	正社員 20 人未満の市内事業者

(3) 経済活動再開に向けた主な支援制度

制 度 名	内 容
感染症予防企業環境整備補助金	事業所における感染症予防対策を目的とした設備導入等に必要な経費の一部を補助 【補助上限額】（補助率は事業経費の 4/5） 従業員 19 人以下の事業者 上限 50 万円 従業員 20 人以上の事業者 上限 100 万円
Web を活用した販路開拓支援補助金	新型コロナウイルス感染症収束後の営業力強化を支援するため、HP の開設や改修等に必要な経費の一部を補助 【補助上限額】 上限 100 万円（補助率は事業経費の 2/3）
感染症対策製品開発支援補助金	感染症予防製品の開発にかかる経費の一部を補助 【補助上限額】 上限 100 万円（補助率は事業経費の 4/5）
キャッシュレス決済導入支援助成金	新たにキャッシュレス決済を導入する市内事業者に対して助成 ①キャッシュレス決済手数料助成 25,000 円×キャッシュレス決済を導入する店舗数 ②キャッシュレス決済端末購入費助成 20,000 円×キャッシュレス決済端末を購入する店舗数
PCR 検査費用助成金	6 ページ参照

## (4) 事業者支援の予算執行状況

(2月9日現在)

支援メニュー	予算額 (円)	執行状況	
		件数	執行済額 (円)
○事業継続等支援補助金	1,236,756,000	3,115	918,966,619
内訳			
【対象期間4月～12月分】 令和2年1月～12月のいずれかで売上が前年同月比で30%以上減少	1,174,392,000	3,112	917,949,487
【対象期間1月～3月分】 申請月の直近2か月連続で売上が前年同月比で30%以上減少かつ直近6か月合計の売上が前年同期比で10%以上減少	62,364,000	3	1,017,132
○その他経済支援			
(1) 雇用調整助成金の前倒し貸付け	70,639,000	4	939,000
(2) 支援制度活用促進補助金	46,535,000	483	31,219,108
(3) 感染症予防企業環境整備補助金	150,000,000	258	91,331,000
(4) Webを活用した販路開拓支援補助金	50,000,000	35	12,508,000
(5) 感染症対策製品開発支援補助金	5,000,000	0	0
(6) キャッシュレス決済導入支援助成金	5,310,000	10	235,000

## (5) 今後の予算措置

新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響等により、事業継続等支援補助金及び感染症予防企業環境整備補助金の予算に不足が生じる見込みであることから、専決処分により必要な予算措置を行う。(積算は別紙のとおり)

なお、今後も新型コロナウイルス感染症拡大による市内事業者への影響等に目を配りつつ、国、県の政策動向や市の財政事情等を総合的に勘案した上で必要な予算措置を講ずる。

## ○2月専決処分(案)

項目	補正額
1 事業継続等支援補助金【4月～12月分】	432,853千円
2 事業継続等支援補助金【1月～3月分】	311,528千円
3 感染症予防企業環境整備補助金	115,000千円
合計	859,381千円

### 3 生活支援の取組

#### (1) 市民の負担軽減のための取組（令和2年5月から実施）

（2月9日現在）

<p>① 個人住民税の減免</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に個人住民税の減免を行うもの</p> <p>1 対象者</p> <p>(1) 国の持続化給付金を受ける個人事業者</p> <p>(2) 国の持続化給付金を受ける事業者から給与等を受けている方で、かつ、令和2年1月から12月までの間で、任意のひと月の収入が前年同月比で50%以上減少している方（国の雇用調整助成金の対象となる方を除く。）</p> <p>2 減免する額</p> <p>令和2年度第1期・第2期分</p> <p>3 減免の状況</p> <p>(1) 減免件数 655件</p> <p>(2) 減免額 31,772千円</p>
<p>② 市税等の徴収猶予の特例</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方を対象に1年間市税等の徴収猶予を行うもの</p> <p>1 対象者</p> <p>令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している納税者及び特別徴収義務者</p> <p>2 対象となる市税等</p> <p>令和2年2月1日から令和3年2月1日までの納期限のもの</p> <p>3 猶予申請者数等</p> <p>(1) 申請者数 67人</p> <p>(2) 申請額 33,523千円</p> <p style="text-align: right;">〈内訳〉固定資産税 25,870,300円、個人市県民税1,368,900円、法人市民税5,701,200円、軽自動車税25,800円、国民健康保険税556,400円</p>
<p>③ 国民健康保険傷病手当金の支給</p> <p>被用者（給与所得者等）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に休みやすい環境を整備するため、その世帯の世帯主に対して傷病手当金を支給するもの</p> <p>1 対象となる期間</p> <p>令和2年1月1日から令和3年3月31日まで（ただし、入院が継続する場合は、最長1年6か月まで）</p> <p>2 申請件数 0件</p>
<p>④ 国民健康保険税の減免</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯を支援するため、国民健康保険税の減免を行うもの</p> <p>1 対象となる保険税</p>

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの
2 減免件数 527件
3 減免額 108,931千円
⑤ 介護保険料の減免
新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の条件に該当する介護保険の第1号被保険者(65歳以上)を対象に介護保険料の減免を行うもの
1 対象となる保険料 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの
2 減免件数 607件
3 減免額 44,333千円

(2) 国等による主な支援

① ひとり親世帯臨時特別給付金
新型コロナウイルス感染症対策として措置された国の第2次補正予算を活用し、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等に対し臨時特別給付金を給付するもの
1 給付対象及び給付額等(基本給付) 令和2年6月分の児童扶養手当受給者等 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円(655世帯、41,950千円(給付率100.0%))
2 申請期間等(基本給付) 令和2年7月17日から27日まで(給付金不要及び口座変更の届出期間)
※このほか、収入が減少した給付対象者に対し1世帯5万円を追加給付
<b>【再支給】</b>
新型コロナウイルス感染症の影響により生活実態が依然として厳しい状況であることを踏まえ、年末年始に向け、給付金の対象者に対し再度給付するもの
3 再支給対象及び給付額等(基本給付) 令和2年8月から給付の基本給付対象者 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円(655世帯、41,950千円(給付率100.0%))

(3) その他の支援

① フードドライブ(食料品の寄附の受入れ)及び生活相談会の実施
生活困窮者への食料品提供を行うフードバンクにいがたへの支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け生活に困窮している方に対し生活相談会を実施し、最適な支援へつなぐもの
1 フードドライブ強化週間
(1) 場所 各庁舎及び三条市総合福祉センター
(2) 期日 令和3年1月19日から22日まで ※食料品350kgをフードバンクに贈呈 2月1日から5日まで ※食料品222kgをフードバンクに贈呈 3月8日から12日まで
2 生活相談会
(1) 場所 三条市総合福祉センター
(2) 期日 令和3年1月23日 ※生活相談2件、2月7日 ※生活相談4件 3月14日

4 新型コロナウイルス感染症対応に係る予算措置

[事業費総額]

[国庫補助等の特定財源]

[地方創生臨時交付金]

約129.0億円

—

約101.7億円

—

約19.9億円(※)

※ 1次補正：約3.5億円、2次補正：約11.1億円、3次補正：約5.3億円

	これまでの予算措置 【11,987.8百万円】	事業費 (百万円)
1 感染拡大の防止	(1) 感染予防 ・感染防止用物資の購入、感染症関連情報の周知など	127.3
	(2) 水際対策 ・転入者等の待機場所確保	3.1
	(3) 検査 ・高齢者や事業者等に対するPCR検査費用の一部助成 ・緊急事態宣言区域等の往来者等に対するPCR検査費用の一部助成(1/8専決) ・職員のPCR検査の実施(1/8専決) ・児童生徒等のPCR検査の実施(1/15専決)	55.1 18.0 3.3 0.7
	(4) 学校の臨時休業対応 ・遠隔教育の環境整備、夏季休暇の短縮に伴う特別支援サポーターの勤務日の増	30.2
	(5) 新しい生活様式対応 ・職員の職場環境の整備 ・イベント等の感染症対策 ・その他(公共施設の感染症対策に係る施設整備など)	13.8 17.2 8.1
	計	276.8
2 雇用の維持と事業の継続	< 事業者向け支援 >	
	(1) 資金繰り ・小規模事業者等に対する事業継続支援(家賃・固定費補助等) ・業績が低迷している小規模事業者等に対する事業継続支援(1/8専決) ・融資、利子補給等	1,225.4 62.4 82.6
	(2) 支援制度の相談・活用 ・相談窓口の設置 ・申請手続費用の補助	10.4 25.0
	(3) 協力金・支援金等 ・公共施設の休館等による指定管理者への支援 ・学校の臨時休業に伴う事業者支援	9.2 7.4
	(4) その他(企業説明会の開催に係る商工会議所への支援など)	9.6
	< 個人向け支援 >	
	(1) 学校の臨時休業対応 ・給食費に係る支援	12.2
	(2) 就学支援 ・家計が急変した世帯への就学援助 ・修学旅行のキャンセル料等の補助	8.6 9.5
	(3) 生活支援 ・特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金など	9,976.7
	(4) その他 ・県外在住学生への応援物資の送付	1.5
計	11,440.5	
3 経済活動の回復	(1) 需要喚起 ・観光資源の情報発信、クーポン券発行事業に係る栄商工会への補助	12.2
	(2) 製品開発、販路開拓 ・農産物販売、流通体制構築 ・感染防止グッズの開発支援 ・Webを活用した販路開拓等支援	9.0 8.0 80.4
	(3) 新たな事業環境整備 ・感染症予防環境整備の補助 ・キャッシュレス決済の導入促進	153.0 5.3
	(4) その他 ・屋外空間における交流人口の拡大	2.6
	計	270.5



[ 一般財源 ]

= 約 7.4 億円 … 財政調整基金等に対応

2月専決処分（案） 【912.8百万円】	事業費 (百万円)	今後の状況等に応じて措置するもの
(1) 感染予防 ・ワクチンの接種体制確保等	53.4	(1) 感染予防 ・ワクチンの接種 ・感染防止用物資の購入 (2) 検査 ・PCR検査費用の一部助成 (3) 新しい生活様式対応 ・公共施設の感染症対策に係る施設整備 ・イベント等の感染症対策  など
< 事業者向け支援 > (1) 資金繰り ・小規模事業者等に対する事業継続支援（家賃・固定費補助等）	744.4	< 事業者向け支援 > (1) 資金繰り ・小規模事業者等に対する事業継続支援 (2) 協力金・支援金等 ・公共施設の休館や学校の臨時休業などによる事業者等への支援  など
計	744.4	
(1) 新たな事業環境整備 ・感染症予防環境整備の補助	115.0	(1) 地域経済の再活性化への取組 ・ものづくり産業の強化など (2) 交流人口の拡大に向けた取組 ・下田郷の地域資源を活用した事業の実施 ・八十里越を介した観光施策の推進  など
計	115.0	

## 2月専決処分（案）の積算について

## 1 事業継続等支援補助金【対象期間：4月～12月分】

## (1) 補正予算を必要とする理由

これまで申請をしていなかった事業者が、決算期を終えて対象経費をまとめて駆け込み的に申請するケースが急増していることや、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響を受け対象となる事業者が増加していること、さらに1件当たりの申請額が増加しているため。

## (2) 既決予算（内訳） (千円)

業種	事業所数	金額	1件当たりの金額
飲食業	359	295,162	822
製造業・建設業	587	445,441	759
運輸・運送業	15	11,293	753
卸・小売業	243	159,217	655
サービス業	195	149,140	765
その他	148	114,139	771
合計	1,547	① 1,174,392	759

## (3) 執行見込（内訳） (千円)

業種	事業所数	金額	1件当たりの金額
飲食業	361	357,572	991
製造業・建設業	744	608,428	818
運輸・運送業	15	13,263	884
卸・小売業	317	232,566	734
サービス業	292	243,770	835
その他	179	151,646	847
合計	1,908	② 1,607,245	842

## (4) 補正額 ② - ① 432,853 千円

2 事業継続等支援補助金【対象期間：1月～3月分】

(1) 補正予算を必要とする理由

国のGoTo イートキャンペーンの一時停止や県の警報延長等により、飲食業等で再び売上が減少した事業者が増加していることや、新型コロナウイルス感染症拡大の第3波の影響が長期化することにより、業況が二極化傾向にある製造業等において、直近の売上（受注）が大きく減少した事業所の割合が想定よりも大幅に増加する見込みとなったため。

(2) 既決予算（内訳） (千円)

業種	事業所数	金額	1件当たりの金額
飲食業	54	15,176	281
製造業・建設業	93	23,456	252
運輸・運送業	3	824	275
卸・小売業	42	9,560	228
サービス業	26	6,924	266
その他	26	6,424	247
合計	244	① 62,364	256

(3) 執行見込（内訳） (千円)

業種	事業所数	金額	1件当たりの金額
飲食業	361	153,941	426
製造業・建設業	446	102,566	230
運輸・運送業	15	3,984	266
卸・小売業	127	22,962	181
サービス業	117	44,315	379
その他	72	46,124	641
合計	1,138	② 373,892	329

(4) 補正額 ② - ① 311,528 千円

### 3 感染症予防企業環境整備補助金

#### (1) 補正予算を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動再開に向けて、感染症予防を目的とした設備導入等を積極的に行う事業所が当初の想定を大きく上回る見込みとなったため。

#### (2) 既決予算（内訳）

（千円）

業 種	事業所数（従業員規模別）		金 額
	19 人以下	20 人以上	
飲食業	60	5	20,000
製造業・建設業	100	35	60,000
運輸・運送業	3	1	5,000
卸・小売業	70	10	25,000
サービス業	55	5	15,000
その他	70	5	25,000
合計	358	61	① 150,000

#### (3) 執行見込（内訳）

（千円）

業 種	19 人以下		20 人以上		金 額
	件数	平均申請額 上限 50 万円	件数	平均申請額 上限 100 万円	
飲食業	110	292	9	545	37,025
製造業・建設業	178	324	63	600	95,472
運輸・運送業	3	289	1	563	1,430
卸・小売業	131	288	18	589	48,330
サービス業	114	273	10	493	36,052
その他	136	296	9	715	46,691
合計	672	—	110	—	② 265,000

#### (4) 補正額 ② - ① 115,000 千円